

建設工事に有資格業者に対する指名停止措置について

(1) 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
東亜工業株式会社	つくば市沼田 998	2-023876

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可、「2-」は茨城県知事許可、「3-」は他県知事許可を表す。

(2) 指名停止措置期間

令和6年12月24日から令和7年1月23日まで(1か月)

(3) 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事

(4) 事実概要

当該業者及び有限会社本谷土建興業は土浦土木事務所発注の一級河川桜川(つくば市北太田地先)の河川維持修繕工事において、令和6年9月28日、振動ローラーの運転を法定事項に定めた作業計画にない作業員に運転させるなど不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

(5) 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成29年要領第3号)別表第1第8号ウに該当すると認められる。

<指名停止措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 ア、イ (略) ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 エ (略)	2週間以上1ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 029-297-5005 (直通)